

物品補修契約書（案）

1 件 名 令和7年度泡原液貯蔵タンク補修業務

2 補修場所 沖縄県南風原町字与那霸226

3 補修期間 自 令和7年 月 日 から
至 令和8年 月 日 まで

4 契約金額 ¥

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ¥

(注)「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

5 契約保証金 入札金額の100分の10以上とする。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除とする。

上記業務について、沖縄県知事 玉城 康裕（以下「甲」という。）と
(以下「乙」という。)は、次の条項により契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

本契約を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 住所 那覇市泉崎一丁目2番2号
氏名 沖縄県知事 玉城 康裕 印

乙 住所
氏名 印

(総則)

- 第1条 乙は契約書に定めるほか、別に定める特記仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、頭書の契約金額（以下、「契約金額」という。）をもって頭書の補修（以下、「補修」という。）を完了し、契約の目的物（以下、「物件」という。）を甲に引渡すものとする。
- 2 仕様書に明記されていない事項があるときは、甲乙協議して定めるものとする。ただし、軽微な事項については、甲の指示に従うものとする。

(業務責任者)

- 第2条 乙は、契約締結後7日以内に、補修について技術上の管理を行う業務責任者を定め、業務責任者届をもって甲に通知しなければならない。その者を変更したときも同様とする。

(業務計画書)

- 第3条 乙は、契約締結後14日以内に、業務計画書を作成し、甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の書類を受理したときは、ただちにこれを審査し、適當と認めたときは、承認しなければならない。なお、当該書類を不適當と認めたときは、その理由を明示し、期日を指定のうえ再提出を求めることができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第4条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ乙の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、物件を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。

(経済事情の激変等による契約金額の変更)

- 第5条 履行期限内に経済事情の激変又は予期することができない異常の理由に基づく経済情勢の変化により、契約金額が著しく不適當であると認められるときは、実情を調査し、甲乙協議の上、契約金額を変更することができる。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

- 第6条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
- 2 乙は、この契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

- 3 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに書面による甲の承認を受けなければならない。ただし、甲が仕様書で示した軽易な業務を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。
- 4 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負わせた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。
- 5 乙が第1項から第3項に違反したときは、甲は、この契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負わせた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(進捗状況の報告等)

第7条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して補修の進捗状況について調査し、または報告を求めることができる。

(補修内容の変更等)

第8条 甲は、必要があると認められるときは、物件の補修の変更内容、若しくは中止内容を乙に通知し、物件の補修の全部又は一部を変更又は一時中止させることができるとする。

- 2 甲は、前項の規定により物件の補修を変更または一時中止した場合において、必要があると認められるときは、補修期間若しくは契約金額を変更し、又は乙が物件の補修の続行に備え、補修の一時中止に伴う追加費用を必要としたとき若しくは乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(乙の請求による補修期間の延長)

第9条 乙は、その責に帰すことができない事由により、補修期間内に物件の補修を完了することができないときは、その理由を明示した書面により甲に補修期間の延長を請求することができる。

(補修期間等の変更方法)

第10条 この契約書の規定による補修期間又は契約金額の変更については、甲と乙が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が定め、乙に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、乙が追加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲と乙が協議して定める。

(損害賠償)

第11条 乙は、この契約の履行において、この契約に違反したこと等により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、甲の責めに帰

すべき事由により発生した損害については、この限りではない。

- 2 この契約の履行にあたり第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。
- 3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の指示が不適当であること等甲の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 4 前3項の規定により賠償すべき損害額は、甲と乙が協議して定める。

(補修の完了及び検査)

第12条 乙は、物件の補修を完了したときは、遅滞なくその旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に乙の立会いの上、検査を行わなければならない。
- 3 前項の場合において、検査に要する費用及び検査のため消耗破損したものは、全て乙の負担とする。
- 4 乙は、前2項の検査に合格したときは、直ちに物件を引渡すものとする。

(検査不合格時の修補等)

第13条 乙は、前条第2項に定める検査に合格しないときは、直ちに修補等の適切な措置を行い、甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を補修の完了とみなし、前条第2項から第4項までの規定を準用する。

(契約金額の支払い)

第14条 乙は、第11条第2項に定める検査に合格し、物件を引渡したときは、契約金額の支払いを請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第15条 甲は、物件の引渡しを受けた後において、当該物件に契約の内容に適合しない部分（以下「不適合部分」という。）があるときは、不適合を知った時から1年以内に乙に対してその旨を通知し、不適合部分の修補、修補に代え損害の賠償、又は修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定は、その不適合が仕様書の記載内容、甲の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容、指示等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金)

第16条 乙の責に帰すべき事由により、補修期間内に補修を完了することができないときは、甲は、損害金の支払いを乙に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、遅滞日数に応じ、契約金額につき年2.5パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 甲の責に帰すべき事由により、この契約書の規定による契約金額又は損害金の支払いが遅れた場合においては、乙は遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その責に帰すべき事由により（天災その他不可抗力の原因によらないで）、補修期間内に物件の補修が完了できないと明らかに認められるとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
 - (3) 第18条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- 2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合において、委託金の全部又は一部を乙に支払っているときは、その全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。
- (4) 次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - 口 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
 - 二 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 第5条第3項の規定による下請契約その他の契約の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト イからホまでのいずれかに該当する者を第5条第3項の規定による下請契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、

甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- 2 甲は、補修が完了するまでの間は、前項の規定によるほか、必要があるときは契約を解除することができる。この場合において、乙に損害を及ぼした時は、甲はその損害を賠償しなければならない。

(解除された場合の違約金)

第18条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条第1項の規定によりこの契約が解除された場合。
(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責に帰すべき事由により履行不能となった場合。

- 2 前項の場合（前条第1項第4号の規定により契約が解除された場合を除く。）において、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第101条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

(乙の解除権)

第19条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第7条の規定に基づく契約内容の変更により、契約金額が3分の2以上減少したとき。
(2) 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能になったとき。
2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(解除の効果)

第20条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する甲及び乙の義務は消滅する。

- 2 甲は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、乙が既に物件の補修を完了した部分（以下「既履行部分」という。）があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する代金（以下「既履行部分代金」という。）を乙に支払わなければならない。
3 前項に規定する既履行部分代金の額は、甲と乙が協議して定める。

(違約金等の徴収)

第21条 乙がこの契約に基づく損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から契約金額に支払いの日まで年2.5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支

払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年2.5パーセントの割合で計算した額の延滞金を追徴する。

(個人情報の取扱い)

第22条 乙は、甲から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

- 2 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱わせる業務を第三者に再委託する場合は、本条に定める、甲が乙に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者に求め、かつ当該第三者がそれを遵守することについて約定しなければならない。
- 3 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りでない。
 - (1) 甲から預託された個人情報を第三者（前項に該当する場合を除く。）に提供し、又はその内容を知らせること。
 - (2) 甲から預託された個人情報について、本契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。
- 4 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱う場合には、責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の安全管理に必要な事項について定めた書面を甲に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 5 甲は、必要があると認めるときは、所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。
- 6 乙は、委託業務を完了し、又は解除したときは、甲から預託された個人情報を速やかに甲に返還するとともに、各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により当該情報の消去又は廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、乙はその指示に従わなければならぬ。
- 7 乙は、甲から預託された個人情報について漏えい、滅失、毀損、その他本条に係る違反等の事実を認識した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直

ちに報告しなければならない。また、甲から更なる指示を受けた場合には、乙は甲の指示に従わなければならない。

- 8 乙は、甲から預託された個人情報以外に、委託業務に関して自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づいて取り扱うこととし、甲が別に指示した場合はそれに従わなければならぬ。
- 9 第1項及び第3項の規定については、委託業務を完了し、又は解除した後であっても、なおその効力を有する。

（補則）

第23条 この契約書に定めのない事項、又はこの契約書について疑義が生じた場合は、必要に応じて、甲と乙が協議して定めるものとする。